

鳥取県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年6月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
180号	西伯郡南部町阿賀字五反田378-1地先から同町阿賀字徳連場東845-1地先まで	変更前	12.8~27.1	172.0
		変更後	13.1~55.4	172.0

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
180号	変更前	西伯郡南部町阿賀字徳連場東843-1地先から同町清水川字御崎前376-1地先まで	11.4~45.1	1,249.0
	変更後	西伯郡南部町阿賀字徳連場東845-1地先から同町清水川字御崎前376-1地先まで	13.5~39.4	1,164.0